

役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一七条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第七条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | | |
|-----|------------|----------------|
| (1) | 理事長 | 報酬 |
| (2) | 役員 | 報酬 |
| (3) | 評議員 | 報酬 |
| (4) | 常勤理事 | 報酬（賞与、退職慰労金なし） |
| (5) | 評議員選任・解任委員 | 報酬 |
| (6) | 第三者委員 | 報酬 |

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

- 3 この法人の理事及び常勤理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
個々の理事及び常勤理事の報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 この法人の監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
個々の監事の報酬は、別表3に定める額とする。
- 5 個々の評議員選任・解任委員の報酬は、別表4に定める額とする。
- 6 個々の第三者委員の報酬は、別表5に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員等及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 役員等及び評議員の報酬及び費用(旅費を除く)は、理事会及び評議員会等の出席時、業務執行時に支払うものとする。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成15年1月26日から施行する。

平成16年3月28日一部改正。

平成17年8月14日改正。

平成29年3月12日改正。

平成31年4月1日改正。

別表1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

別表2 (常勤理事、非常勤理事の報酬)

	日 額
理事長	30,000円
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

別表3 (非常勤監事の報酬)

	日 額
監事監査等への出席	20,000円
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円

別表4 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

別表5 (第三者委員の報酬)

	日 額
第三者委員会への出席	15,000円